

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題1 人権の尊重

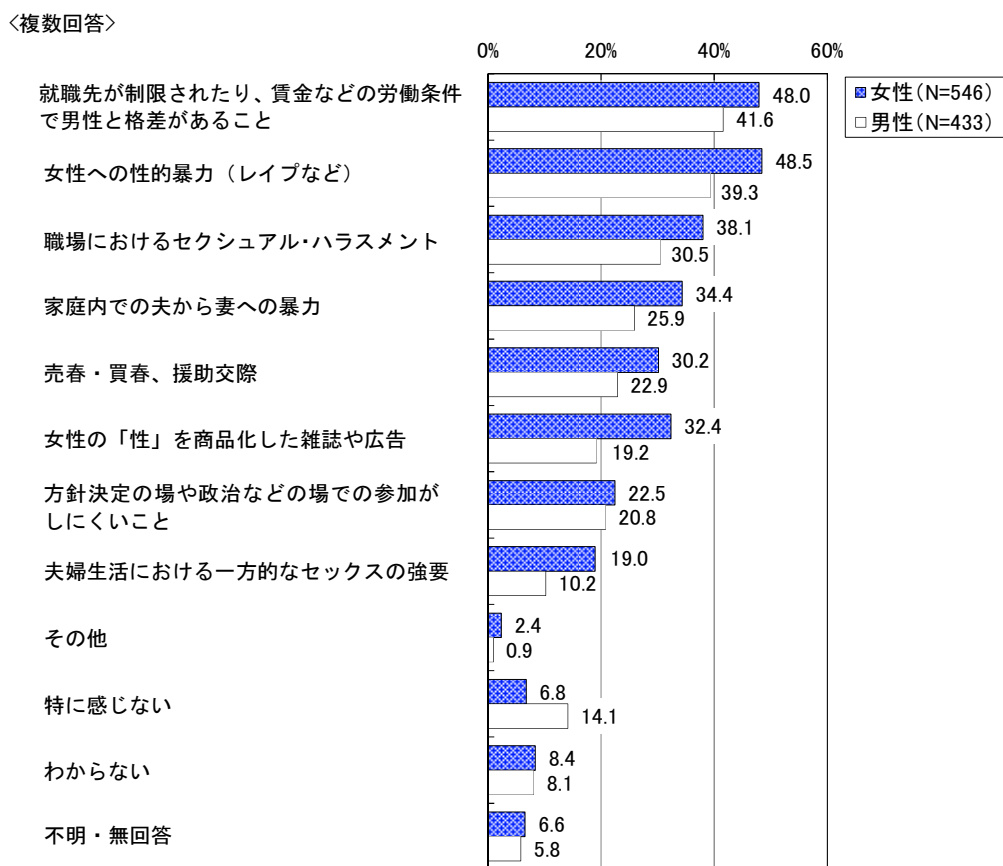
現状と課題

日本国憲法に個人の尊重と法もとの平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法^{※8}の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

市民意識調査結果をみると、就職や労働条件、女性への性的暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{※7}など社会のさまざまな場において、いまだ女性の人権が尊重されていないと感じる人が多いことがわかります。

小郡市ではこれまでも、各種啓発活動や教育を通じて、市民の人権意識を育んできました。女性の人権問題は、長い歴史の中で形成されてきた問題であり、今後とも継続的な教育・啓発活動が不可欠であるため、さまざまな人権問題とともに認識を深め、あらゆる差別の解消をめざしていく必要があります。

■女性の人権が尊重されていない点



資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成25年3月）

＜市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）＞

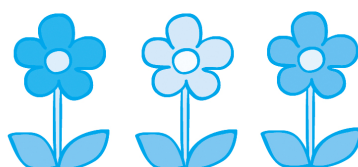
- 人権としては平等であるべきで、これは不変のものだが、例えば妊娠、出産は女性だけのものだし、このことを社会的なプラスとしていかにバランスをとっていくかが大切だと思う。
- 市では部落問題をはじめとしたさまざまな人権課題の解決に取り組んでいるので、一人ひとりの人権が大切にされることの大事さに気付くような取り組みをさまざまな方面（関係機関）でつくっていくことが大切だと思う。

施策の方向性

（1）男女共同参画の視点での人権意識の啓発

「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく取り組みを通じて、男女共同参画を視点とする人権意識の向上を図ります。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	人権教育・啓発の推進	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取り組みや、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。	人権・同和対策課 人権・同和教育課



主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

現状と課題

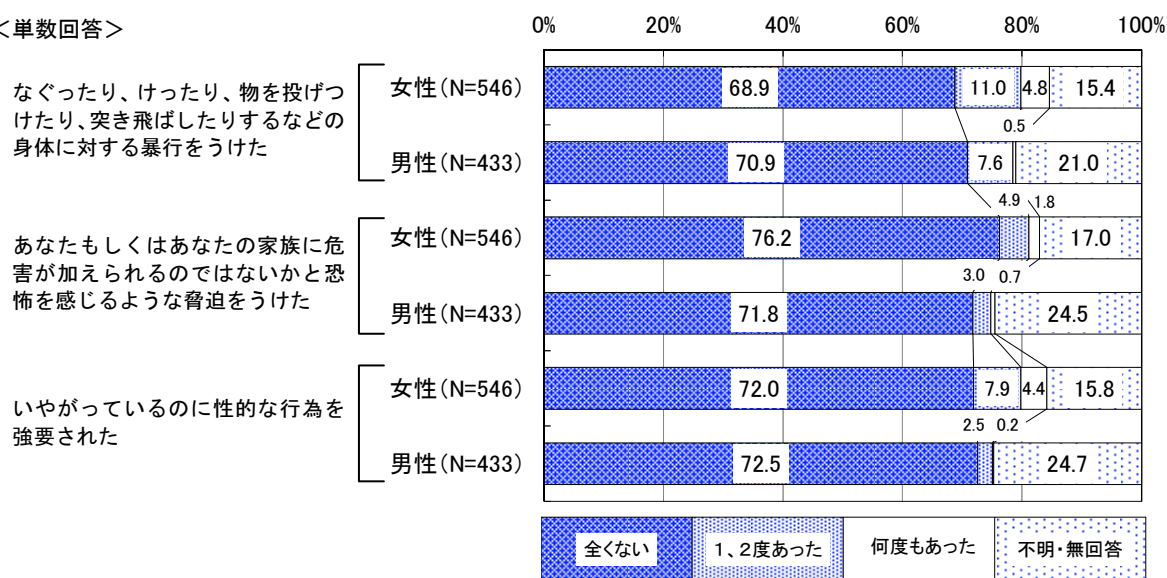
暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV防止法^{※11}の改正などにより法整備は進んでいるものの、依然としてDV^{※10}等の暴力被害は全国的にも大きな社会問題となっています。

市民意識調査結果からわかるように、小郡市においてもDVの被害経験の回答があり、その対策強化が求められています。また、小郡市では近隣市町とともに運営している「おごおり女性ホットライン」をはじめ、さまざまな相談支援を行っていますが、市民意識調査結果では、相談窓口を知らない人が半数以上を占め、被害を受けた際に相談をした人も2割以下にとどまっています。関係団体ヒアリング調査からも、相談支援に関する要望が多くあがっていることから、相談先の周知や相談体制の充実を図っていく必要があります。

DV等に関する相談内容は年々多様化・複雑化しており、それらに適切に対応していくためには、庁内各課をはじめ、関係機関等との連携体制をより一層強化することが重要です。あわせて、暴力を未然に防ぐ取り組みとして、啓発活動や子どもの頃からの教育についても継続的に実施していく必要があります。

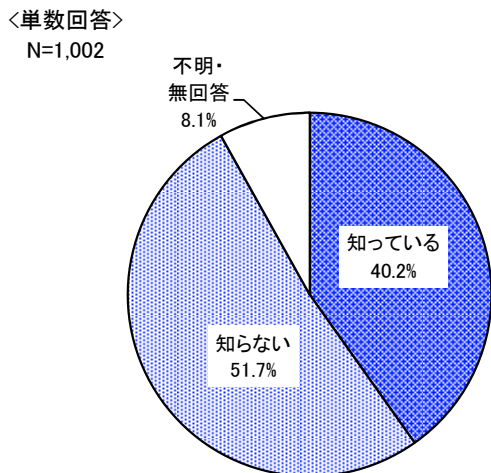
■配偶者等からの被害経験

<単数回答>

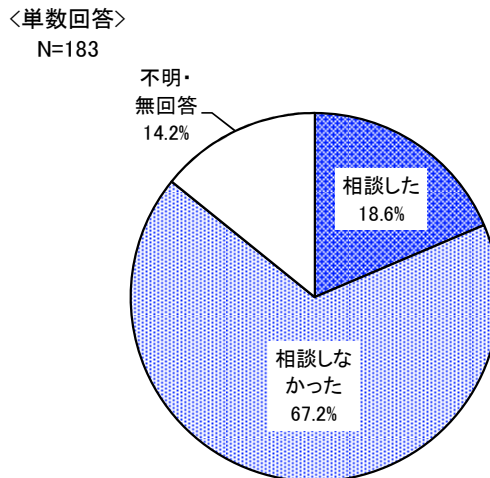


資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成25年3月）

■暴力に関する相談窓口の認知状況

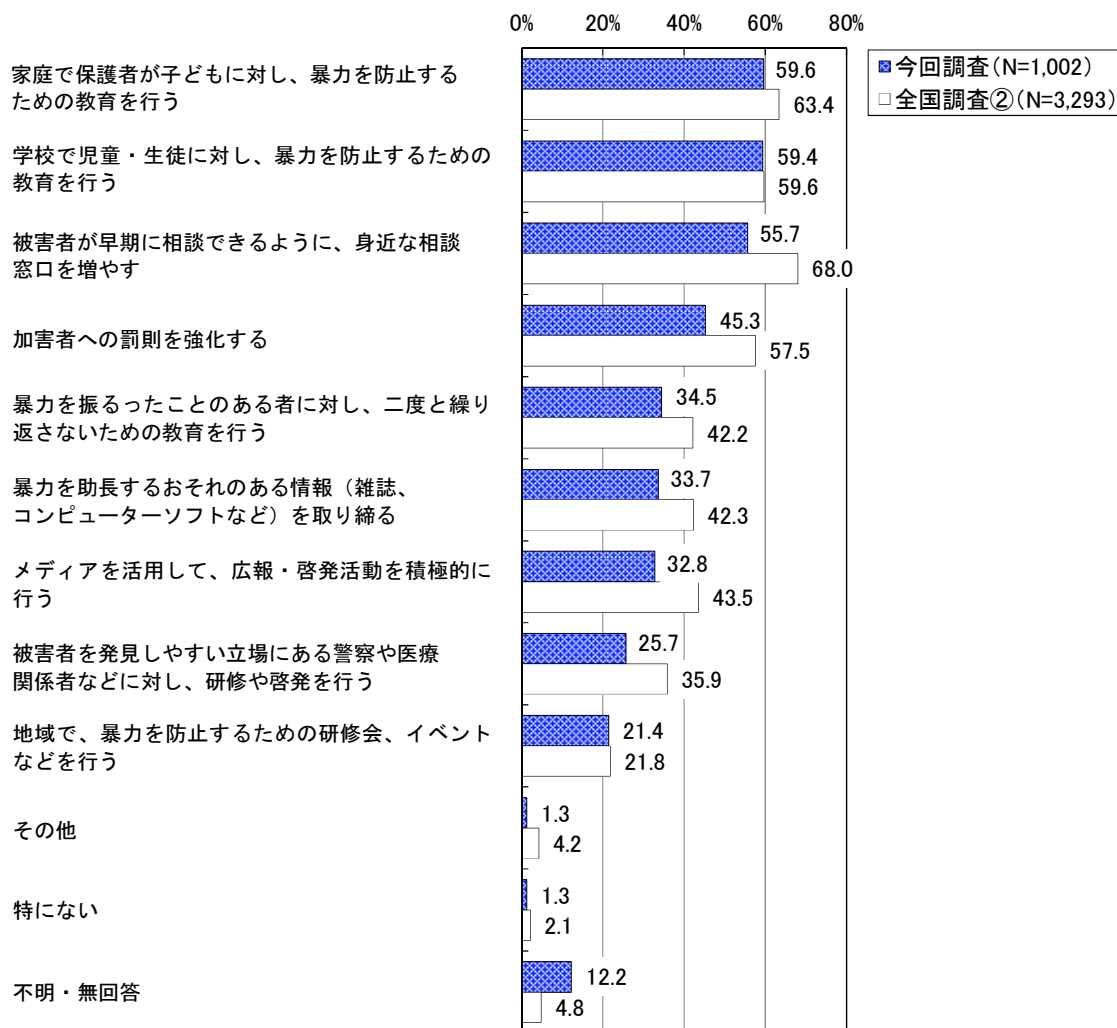


■被害を受けた際の相談の有無



■男女間における暴力を防止する方法

〈複数回答〉



資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成25年3月）

<市民からの意見（団体ヒアリング調査結果より）>

- ドメスティック・バイオレンス^{*10}やセクシュアル・ハラスメント^{*7}というと、被害者は女性に限定されているように思えるが、男女のどちらからもしじめや嫌がらせはいけないということ。もちろん性的なこと、性別や年齢に関係なく嫌がらせはよくないということをわからせたい。
- 家庭内DVに伴う子どもへの虐待を早期発見、早期対応する必要がある。
- 相談支援をしていることをもっと知ってもらう必要がある。心のケアをする必要がある。
- 相談窓口があるのは知っているが、知らない人もいると思うのでもう少しわかりやすく知らせてあげるといいと思う。
- 小郡市の施設の女子トイレに、DVの相談ができる連絡先が置いてあるのはいいことだなあと思う。
- 相談が被害の救済につながるよう、被害者本人はもとより周囲の人も相談できるような相談体制が必要と思われる。

施策の方向性

（1）暴力の防止に向けての啓発

男女間における暴力を未然に防止できるよう、広報紙やセミナー等を通じた啓発や、学校を中心とした教育活動、ドメスティック・バイオレンスの実態把握に努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	暴力根絶に向けての啓発事業	広報紙やセミナー等を活用し、男女間における暴力防止に向けた啓発や、DV防止法 ^{*11} 及びストーカー規制法 ^{*6} 等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。	企画課 子育て支援課
2	セクシュアル・ハラスメントの防止と救済	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。	企画課 教務課
3	若年層への啓発	福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	企画課
4	ドメスティック・バイオレンスの実態の把握	市民意識調査にドメスティック・バイオレンスに関する設問を設定するなど、ドメスティック・バイオレンスの実態を把握します。	企画課

(2) 被害者支援体制の整備

関係機関と連携のもと、各種相談支援や、被害者の保護及び被害の早期発見に取り組むとともに、庁内の連携体制を強化し被害者への適切な支援を行います。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	被害者の自立支援	市の母子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDV※ ¹⁰ について相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。	子育て支援課
2	おごおり女性ホットラインの活用	「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。	企画課
3	被害者の保護	福岡県北筑後保健福祉環境事務所等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。	企画課 子育て支援課
4	周辺地域の関係機関等との連携強化	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。	企画課 子育て支援課
5	庁内連携体制の充実	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。	企画課 子育て支援課
6	関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法※ ¹¹ や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	企画課 子育て支援課

